

○寒川町立公民館の使用及び管理に関する規則

昭和54年10月1日
教育委員会規則第6号

改正 昭和56年3月26日教委規則第2号
昭和57年4月1日教委規則第2号
昭和62年4月1日教委規則第4号
昭和63年4月1日教委規則第2号
昭和63年6月28日教委規則第4号
昭和64年1月7日教委規則第1号
平成元年3月22日教委規則第3号
平成元年3月22日教委規則第4号
平成5年12月27日教委規則第3号
平成9年5月28日教委規則第3号
平成9年12月22日教委規則第6号
平成12年3月27日教委規則第11号
平成19年3月22日教委規則第2号
平成20年3月31日教委規則第4号
平成22年3月23日教育委員会規則第3号
平成22年10月25日教委規則第6号
平成24年9月28日教育委員会規則第2号
平成24年12月21日教委規則第4号
平成28年1月21日教委規則第1号
平成29年2月21日教委規則第3号
(題名改称)

(趣旨)

第1条 この規則は、寒川町立公民館条例(昭和54年寒川町条例第11号。以下「条例」という。)第13条の規定に基づき、寒川町立公民館(以下「公民館」という。)の使用、管理及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(平22教委規則6・一部改正)

(指定管理者の業務)

第2条 条例第3条第2項第9号に規定する寒川町教育委員会が必要と認める業務は、利用料金の徴収に関する業務とする。

(平29教委規則3・全改)

(休館日)

第3条 公民館の休館日は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 第3月曜日
- (2) 1月1日から同月3日及び12月29日から同月31日まで
- (3) その他寒川町教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が定める日

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は特に必要があると認めるときは、あらかじめ教育長の承認を得て、休館日に開館し、又は開館日に休館することができる。

(平29教委規則3・旧第4条繰上・一部改正)

(使用時間)

第4条 公民館の使用時間は、午前9時から午後9時30分までとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めたときは、あらかじめ教育長の承認を得て、これを変更することができる。

2 前項に定める使用時間は、準備及び後始末に要する時間を含むものとする。

(平29教委規則3・旧第5条繰上・一部改正)

(使用申請)

第5条 条例第4条第1項の規定により公民館の使用許可を受けようとする者は、寒川町立公民館使用許可申請書(第1号様式)を指定管理者に提出しなければならない。

2 前項の使用許可申請書の受付期間は、次の表に定めるとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

区分	町内		町外	
	始期	終期	始期	終期
町民センターホール	使用日の属する月の12か月前の初日から	使用日の14日前まで	使用日の属する月の11か月前の初日から	使用日の14日前まで
町民センター(ホール及び分室を除く。)の施設	使用日の属する月の3か月前の初日から	使用日の7日前まで	使用日の属する月の2か月前の初日から	使用日の14日前まで
上記以外の公民館	使用日の属する月の2か月前の初日から	使用日の3日前まで	使用日の属する月の2か月前の初日から	使用日の3日前まで

3 前項の表中に規定する「町内」とは、申請者が町内に居住し、又は町内に事務所を有する団体をいい、「町外」とは、それ以外の者をいう。

4 第2項の規定にかかわらず、町民センターホールの使用と併せてその他の施設を使用するときのその他の施設の申請期間は、町民センターホールの申請期間によることができる。

(昭56教委規則2・昭57教委規則2・平22教委規則6・平24教委規則4・平28教委規則1・一部改正、平29教委規則3・旧第6条繰上・一部改正)

(使用許可等)

第6条 指定管理者は、前条に規定する申請があつたときは、その内容を審査のうえ、使用を許可するときは、寒川町立公民館使用許可書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。また、その使用を許可しないときは、その旨を申請者に通知しなければならない。

2 公民館の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、公民館使用の際、前項の使用許可書を携帯し、係員の要求があつたときは直ちに提示しなければならない。

(平29教委規則3・旧第7条繰上・一部改正)

(使用の変更又は取消し)

第7条 使用者が、使用日時等の変更又は取り消しをしようとするときは直ちに寒川町立公民館使用変更(取消)申請書(第3号様式)に既に交付を受けた使用許可書を添えて、指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項に規定する申請があつたときは、その内容を審査し適当と認めたときは、直ちに寒川町立公民館使用変更(取消)承認通知書(第4号様式)により申請者に通知

するものとする。

(平29教委規則3・旧第8条繰上・一部改正)

(利用料金の納入)

第8条 町民センターの利用料金は、指定管理者が指定する期日までに納入しなければならない。

2 前項の規定による利用料金の納付がないときは、指定管理者はその使用の承認を取り消すものとする。

(昭57教委規則2・一部改正、平29教委規則3・旧第9条繰上・一部改正)

(設備の利用料金)

第9条 条例第6条第2項に規定する町民センターの設備の利用料金は、別表第1のとおりとする。

(昭57教委規則2・平22教委規則6・一部改正、平29教委規則3・旧第10条繰上・一部改正)

(利用料金の還付)

第10条 条例第6条第4項ただし書の規定による利用料金の還付を行う場合の率は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 使用者の責めによらない理由により使用することができなくなつたとき 100パーセント

(2) 指定管理者が、公益上その他やむを得ない理由により取り消したとき 100パーセント

(3) 使用者が使用の開始前に町民センターホールにあつては1か月前までに、その他の施設にあつては3日前までに使用の取り消しの申出をし、指定管理者がこれを承認したとき 80パーセント

(4) その他指定管理者が特別の理由があると認めたとき そのつど指定管理者が教育長の承認を得て定める額

2 前項の規定により還付を受けようとする者は、寒川町立公民館利用料金還付申請書(第5号様式)を指定管理者に提出しなければならない。

3 指定管理者は、前項に規定する申請があつたときは、その内容を審査のうえ、寒川町立公民館利用料金還付通知書(第6号様式)により通知するものとする。

(平22教委規則6・一部改正、平29教委規則3・旧第11条繰上・一部改正)

(利用料金の減免)

第11条 条例第7条の規定により利用料金の減免を受けようとする者は、第5条の使用許可申請書の提出の際、寒川町立公民館利用料金減免申請書(第7号様式)を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項に規定する申請があつたときは、その内容を審査のうえ、寒川町立公民館利用料金減免決定通知書(第8号様式)により通知するものとする。

3 利用料金の減免は、別表第2のとおりとする。

(平22教委規則6・一部改正、平29教委規則3・旧第12条繰上・一部改正)

(特別の設備)

第12条 公民館に特別の設備又は装飾をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 使用者は、前項の許可を受けて特別の設備又は装飾をしたときは、使用後速やかに自己

の負担においてこれを原状に回復し、又は撤去しなければならない。

(平29教委規則3・旧第13条繰上・一部改正)

(使用回数の制限)

第13条 指定管理者は、公民館の使用の公平を図るため、同一使用者が1か月内に公民館の施設を使用する回数を制限することができる。

(平29教委規則3・旧第14条繰上・一部改正)

(整理員の配置)

第14条 使用者は、公民館の使用に際し、公民館内外の秩序保持のため必要な整理員を置かなければならない。ただし、指定管理者が必要がないと認めたときは、この限りでない。

(平29教委規則3・旧第15条繰上・一部改正)

(使用者等の遵守事項)

第15条 使用者及び入場者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 収容定員を超えて入場させないこと。
- (2) 許可された以外の施設及び設備を使用しないこと。
- (3) 壁、柱、窓等にはり紙し、又は釘類を打ち込まないこと。
- (4) 所定の場所以外で喫煙又は飲食しないこと。
- (5) 危険物又は不潔物を持ち込まないこと。
- (6) 許可なく物品を販売しないこと。
- (7) 所定の場所以外で火気を使用しないこと。
- (8) 騒音、怒声等を発し、又は暴力を用いるなど他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (9) その他係員の指示に従うこと。

(平29教委規則3・旧第16条繰上)

(管理上の入室)

第16条 使用者は、係員が施設の管理上特に必要があつて入室を要求したときは、これを拒むことができない。

(平29教委規則3・旧第17条繰上)

(損傷等の届出)

第17条 使用者及び入場者は、公民館の施設等を損傷又は滅失したときは、何人の行為によるものであつても、速やかに指定管理者に届け出て、その指示を受けなければならない。

(平29教委規則3・旧第18条繰上・一部改正)

(損害賠償義務)

第18条 使用者及び入場者は、公民館の施設等を故意又は過失により、損傷又は滅失したときは、これを原形に復すか、その損害を賠償しなければならない。

(平29教委規則3・旧第19条繰上)

(使用後の点検)

第19条 使用者は、公民館の施設等の使用を終了したときは、直ちに係員にその旨を告げ、点検を受けなければならない。

(平29教委規則3・旧第20条繰上)

(委任)

第20条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

(平29教委規則3・旧第21条繰上)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和54年10月1日から施行する。
(旧規則の廃止)
- 2 寒川町公民館条例施行規則(昭和51年寒川町教育委員会規則第3号。以下「旧規則」という。)は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この規則の施行前に旧規則の規定に基づいて行われた公民館の使用に関する行為で、この規則施行の際現に効力を有するものは、この規則の相当規定によって行われた行為とみなす。

附 則(昭和56年3月26日教委規則第2号)

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和56年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、現に使用の申請を受理しているものに係る公民館の使用又はこの規則の施行の日から昭和56年5月31日までの間における使用料については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(昭和57年4月1日教委規則第2号)

この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則(昭和62年4月1日教委規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和63年4月1日教委規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和63年6月28日教委規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和64年1月7日教委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年3月22日教委規則第3号)

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成元年3月22日教委規則第4号)

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成5年12月27日教委規則第3号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成9年5月28日教委規則第3号)

この規則は、平成9年6月1日から施行する。

附 則(平成9年12月22日教委規則第6号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月27日教委規則第11号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月22日教委規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年3月31日教委規則第4号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月23日教育委員会規則第3号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年10月25日教委規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年9月28日教育委員会規則第2号)

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

附 則(平成24年12月21日教委規則第4号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に旧規則の規定に基づいて行われた公民館の使用に関する行為で、この規則施行の際現に効力を有するものは、この規則の相当規定によって行われた行為とみなす。

附 則(平成28年1月21日教委規則第1号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年2月21日教委規則第3号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(残存用紙の使用)

- 2 この規則の施行前に、旧規則の規定により既に調製された様式で用紙が現に残存するものに限り、所要の調整をし、当分の間使用することができる。

別表第1(第9条関係)

(昭56教委規則2・平29教委規則3・一部改正)

種別	品名	単位	1回の利用料金	備考
照明設備			円	
	ボーダーライト	1列	400	
	サスペンションライト	1列	300	
	ホリゾンライト	1列	700	
	フットライト	1列	200	
	スポットライト	1台	100	
	クセノンピンスポットライト	1台	2,000	
音響設備	ワイヤレスマイク	1本	200	装置共 マイクは別
	ダイナミックマイク	1本	100	
	コンデンサーマイク	1本	100	
	テープレコーダー(リール)	1台	600	
	カセットテープレコーダー	1台	100	
	ステレオ装置	1式	800	
	レクチュアアンプ	1台	300	
	レコードプレーヤー	1台	200	

	拡声装置	1式	1,000	
舞台設備	演壇	1式	500	
	所作台	1台	300	
	平台	1台	50	
	足類	1台	20	
	ひな段蹴込板	1式	300	
	金びょうぶ	1双	1,400	
	松羽目	1式	900	
	竹羽目	1式	900	
	地がすり	1枚	200	
	毛せん	1枚	20	
	上敷	1枚	50	
	大太鼓	1式	1,000	
	花道所作台	1式	300	
	浅黄幕	1対	500	
	紅白幕	1対	500	
	紗幕	1枚	200	
	吊り看板	1枚	500	
	ピアノ	1式	2,600	調律は別
	指揮台	1式	100	
	譜面台	1台	10	
	音響反射板	1式	2,000	
その他	16m／m、35m／m兼用映写機	1台	2,000	16m／m使用
	持込器具	1kwにつき	4,000 200	35m／m使用

備考

- 1 1回の使用とは、施設利用料金の時間区分による午前・午後・夜間の区分をいう。
- 2 時間区分を超えて使用する場合の当該時間(次の時間区分までの時間に限る。)に係る利用料金は、30分ごとに直前の利用料金の額の10分の1を乗じて得た額とする。
- 3 使用时间区分を継続して使用する場合の中間の時間については、利用料金を徴収しない。

別表第2(第11条関係)

(平9教委規則6・平29教委規則3・一部改正)

使用の内容	減免の範囲		
	町民センターホール	その他の施設	設備
1 町がその事務事業のために使用するとき	100%	100%	100%
2 町内の社会教育関係団体が社会教育に関する事業に使用するとき	50%	100%	50%

3 国又は他の地方公共団体がその事業のために使用する時	30%	30%	30%
4 町が指導育成を必要とする団体が、その目的のために使用する時	30%	30%	30%
5 その他教育長が特に必要と認めた時	50%又は100%	50%又は100%	50%又は100%

第1号様式(第5条関係)

寒川町立公民館使用許可申請書

年 月 日					
(宛先)指定管理者					
団体名					
申請者 住 所					
氏 名					
電話 ()					
次のとおり申請します。					
行 事 名					集 定 合 人 予 員
使 用 目 的					
使 用 日 時	年 月 日	午 前・午 後・夜 間・全 日			
		時 分～ 時 分			
使 用 施 設					
使 用 設 備	有(別紙)・無	特 別 の 設 備	有(別紙)・無		
使 用 責 任 者	住所		職業		
	氏名		電話		
その他参考 事 項					
決 定 区 分	☐ 申請のとおり許可する ☐ 使用を許可しない				
利 用 料 金	施 設	設 備	減 免	合 計	納 付 期 限
	円	円	%	円	年 月 日
条 件					
不許可の理由					
許可年月日	年 月 日		許可番号第 号		

太わくの中のみ記入して下さい。

第2号様式(第6条関係)

寒川町立公民館使用許可書

第 号					
年 月 日					
様					
寒川町民センター館長					
次のとおり指定管理者の使用を許可します。					
使用目的					集合予定人員
使用日時	年 月 日		午 前・午 後・夜 間・全 日		
			時 分 ～ 時 分		
使用施設					
使用設備	有(別紙)・無		特別の設備	有(別紙)・無	
使用責任者	住 所				
	氏 名				
利用料金	施 設	設 備	減 免	合 計	納 付 期 限
	円	円	%	円	年 月 日
条 件					
公民館を使用するときは、次の事項に留意して下さい。 1 この許可書は、使用当日係員に提示して下さい。 2 使用の変更又は取り消しのあるときは、直ちにこの許可を持つて公民館に届け出て下さい。 3 使用後は、速やかに原状に回復して係員に報告して下さい。					

第3号様式(第7条関係)

寒川町立公民館使用変更(取消)申請書

					年	月	日
(宛先)指定管理者							
団体名							
住 所							
氏 名 ㊟							
電話 ()							
次のとおり申請します。							
使用許可済 番号	年 月 日付け第 号						
使 用 者	住 所						
	氏 名						
内 容							
使用日時	年 月 日			午 前・午 後・夜 間・全 日			
				時 分 ~ 時 分			
使用施設						集合予 定人員	人
使用設備			特別の設備				
その他参考 事 項							
決 定 区 分	☐ 申請のとおり承認する 承認しない						
利 用 料 金	施	設	設	備	減	免	合 計
	円		円		%		円
不承認の理 由							
承認年月日	年 月 日 承認番号第 号						

太わくの中のみ記入して下さい。

第4号様式(第7条関係)

寒川町立公民館使用変更(取消)承認通知書

年 月 日				
様				
指定管理者 印				
次のとおり承認する。				
使用許可済 番号	年 月 日付け第 号			
使 用 者	住 所			
	氏 名			
内 容				
使 用 日 時	年 月 日		午 前・午 後・夜 間・全 日	
			時 分 ～ 時 分	
使 用 施 設				集合予 定人員 人
使 用 設 備			特別の設備	
利 用 料 金	変更前利用料金	変更後利用料金	差 引 利 用 料 金	納 付 期 限
備考				

第5号様式(第10条関係)

寒川町立公民館利用料金還付申請書

年 月 日			
(宛先)指定管理者			
団体名 申請者 住 所 氏 名 電話 ()			
⑩			
次のとおり申請します。			
使用許可済 番号	年 月 日	付け第	号
変更承認済 番号	年 月 日	付け第	号
申 請 理 由			
既 納 利 用 料 金	円	納付年月日	年 月 日
備 考			
決 定 区 分	既納利用料金の	%	還付金額 円
決 定 理 由			

太わくの中のみ記入して下さい。

第6号様式(第10条関係)

寒川町立公民館利用料金還付通知書

第 年 月 日 号 様 指定管理者 印 年 月 日付けで申請のあつた寒川町民センター利用料金の還付申請について、次のとおり還付しますので通知します。			
既 納 利 用 料 金	円	納付年月日	年 月 日
還 付 金 額	既納利用料金の % 円		
決 定 理 由			

第7号様式(第11条関係)

寒川町立公民館利用料金減免申請書

年 月 日			
(宛先)指定管理者 団体名 申請者 氏 名 氏 名 ⑩ 電話 () 次のとおり申請します。			
使用許可申請事項	使用許可申請書記載のとおり		
申請の理由			
その他の参考事項			
決定事項	減 免 前 の 料 金	減 免 の 率	納 付 金 額
	円	%	円
決定理由			
使用公民館			

太わくの中のみ記入して下さい。

第8号様式(第11条関係)

寒川町立公民館利用料金減免決定通知書

第 号 年 月 日 様 指定管理者 団 次のとおり決定します。			
使用公民館			
使用許可番号	年 月 日付け第 号		
決 定 理 由			
決 定 事 項	減 免 前 の 料 金	減 免 の 率	納 付 金 額
	円	%	円
備 考			

第1号様式(第5条関係)

(昭64教委規則1・平12教委規則11・平19教委規則2・平24教委規則4・平29教委規則3・一部改正)

第2号様式(第6条関係)

(昭64教委規則1・平24教委規則4・平29教委規則3・一部改正)

第3号様式(第7条関係)

(昭64教委規則1・平19教委規則2・平24教委規則4・平29教委規則3・一部改正)

第4号様式(第7条関係)

(昭64教委規則1・平24教委規則4・平29教委規則3・一部改正)

第5号様式(第10条関係)

(昭64教委規則1・平19教委規則2・平29教委規則3・一部改正)

第6号様式(第10条関係)

(平19教委規則2・全改、平29教委規則3・一部改正)

第7号様式(第11条関係)

(昭64教委規則1・平19教委規則2・平29教委規則3・一部改正)

第8号様式(第11条関係)

(昭64教委規則1・平29教委規則3・一部改正)